



平成 29 年度

事務所だより 第 7 号

平成 30 年 1 月 23 日

益田教育事務所



変化する社会の足音

所長 村上 護

新年あけまして、おめでとうございます。2018年の幕明けです。本年もどうぞ、よろしくお願いいたします。

昨年末、国内某自動車会社が2025年には、エンジンだけで走行する自動車の生産を止めると発表しました。「ついに来たか！」という感じです。これより先、欧州の某国でも、「2030年以降は、エンジン車の新規登録を中止する」という決議案を採択しています。私のように水平対向エンジンに魅了されて乗り続けている者にとっては、エンジン車も近い将来、ガラケー化していくのかもしれませんが。それとも生き残れず、絶滅するのでしょうか？

また、2030年頃に、汎用AI（人口知能）の広がりによる第4次産業革命が起これと予想する経済学者もいます。自動車業界の変化だけでも日本の経済に与える影響は大きいと思いますが、人口知能の活用は、国内の産業にとって大きな変化が起こりそうです。製造業だけでなく、サービス業や教育関連にも影響があることでしょう。



そしてその変化は、加速度的にスピーディーになっていきそうな予感です。中教審答申に至る改訂論議のポイントの一つであった「これからの社会は、これまでの社会の延長線上にない」という認識も必要なかもしれません。「グローバル化や情報化等の変化が加速度的になる中で、将来の予測がますます難しい時代に・・・」という枕詞が、一つ一つ現実として突きつけられてきています。

2030年頃というと、現在の多くの中学生たちはすでに社会で活躍し始め、小学生たちが次々と社会に羽ばたこうとしている頃でしょう。学校教育としてやるべきこと、いったい何を目指して行っているのかを総点検する必要があるそうです。

そのような時代を見据えた新学習指導要領への移行期に、小学校はあと3カ月で突入します。益田



教育事務所では、1月16日に小・中学校別に新教育課程説明会を開催いたしました。慌しい3学期ではありますが、次年度以降の教育課程の編成に備えていただければと思います。

また、次年度の学校経営概要は、例年より少し早くご提出いただくことになっています。早めに備えて、円滑なスタートができるようお願いします。

過渡期から充実期にしてみませんか？

吉賀町教育委員会 派遣指導主事 岡本 博

先日、医療関係の方と話をした際に、3つほど厳しいことを言われました。1つ目は、「学校は『1人だけ特別なことはできない』と言って、合理的配慮をしない。」ということです。2つ目は、「いつまでたっても、先生方は子ども達にたくさん書かせる・自分で書かせるということにしがみついている。たとえそれが有効な手段でない子どもにも同じようにする。」ということです。そして3つ目は、「先生方の基本的な知識と理解が不十分。合理的配慮についてももっと勉強してもらわないと。このままでは、子どもも親も困ってしまう。」ということです。何とも耳の痛い話でした。学校での「合理的配慮」についての理解を推進していく必要があると感じ、この文章を書いています。

平成28年4月より施行された「障害者差別解消法」（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）において、国の行政機関・地方公共団体等は、「不当な差別的取扱いの禁止」と「障害者への合理的配慮の提供」の法的義務が課せられました。そして学校も同様のことが求められています。

では、学校に求められている「合理的配慮」とはどのようなものなのでしょうか。ここでは大きく2つに分けて考えてみたいと思います。

①これまで学校で行われてきた配慮としての特別な支援（以下①）

- （具体例）
- ・集中が継続しにくい子どものために、黒板周辺をすっきりさせる
 - ・漢字が読めない子どものために、漢字に読み仮名を書く

②これまで学校で行ってこなかった合理的配慮としての新しい支援（以下②）

- （具体例）
- ・読み困難な子どもが文章をICT機器の音声読み上げ機能を利用して聞く
 - ・書き困難な子どもが、手書き入力を清書するアプリを利用してノートテイクをする

①については、これまで積み重ねてきた支援の蓄積が各学校にあります。②については、個々のケースはあるかもしれませんが、各学校に支援の蓄積があるわけではありません。そう考えると、①はこれまで通り継続し、②は新しい知識を取り入れる必要があります。

新しい知識を取り入れる際、先行研究として、文部科学省「ICTの活用による学習に困難を抱える子供たちに対応した指導の充実に関する調査研究」（平成25年度）の「発達障害のある子供たちのためのICT活用ハンドブック」があります。ハンドブックは、特別支援学級編、通級指導教室編、通常の学級編の構成になっています。具体的で分かりやすく、データとして簡単に入手できるので参考にしてみてください。

最後に、東京大学先端科学技術研究センター准教授で、DO-IT JAPANのディレクターをされている近藤武夫さん編著の「学校でのICT利用による読み書き支援－合理的配慮のための具体的な実践」（金子書房 2016年）から、少し引用します。

伝統的な一斉指導スタイルを採る教室環境を想定すると、ある一人の生徒だけがICTを使っている場面を想像することは難しいと感じるかもしれない。誰もが鉛筆で文字を書いている時に、一人だけキーボードで文字を入力している場面、他の生徒が紙の教科書に印刷された文字を音読している時に、一人だけタブレットに表示された文字を拡大したり、音声読み上げによって耳で聞いて理解している場面。これまでそうした活用法を試したことがない教師や支援者にとっては、一人だけ特別にこうした方法を採用する生徒の姿を想像することが難しいかもしれない。しかし、インクルーシブ教育システムに基づくこれからの教室では、障害のある児童生徒も、個別に必要な適切な環境の調整・変更を認められて、そこでの学びに参加することが当然のことになっていく。今後、教室内で生徒一人だけが個別の特別支援ニーズを満たすためにICTを利用している風景は、もはや珍しいことではなくなっていくだろう。

新しい年を迎えた今、「合理的配慮」についても新しいページをめくって、過渡期から充実期と一緒にしていきませんか。

生き抜く力を育む「対話力」

益田市教育委員会 派遣社会教育主事 田原 俊輔

2030年の社会。それは、どんな社会でしょうか。AI（人工知能）の進化に伴い、産業構造や就業構造が変わり、自動車や電化製品等身近な道具もどんどん便利になって、生活の仕方や働き方、生き方にまで影響することが予測できます。子育てや教育においては、親あるいは教師が身に付けてきた知識や価値観を伝達するだけでは、このように大きく変化する社会に対応することはできないということかもしれません。

そうした中、次代の担い手となる子どもたちの生き抜く力を育むことを目指して、今年の3月31日、小学校及び中学校の新学習指導要領が告示されました。そこでは、子どもたちの「資質・能力」を育むために必要な学びの在り方として、「主体的・対話的で深い学び」が示されました。

この「主体的・対話的で深い学び」は、私たち大人にも大切だと思います。中でも対話的な学びについては、私自身これまで地域の会議に出かけたり、スポーツ指導者として中学生とやりとりしたりする中で、その大切さを感じてきました。それは、対話の深まりが、新たな気づきや学びを生み、自分を変えることにつながってきたからです。

先日、ある研修会でのことです。「職場内でのコミュニケーションを大切にするためにあなたならどうする？」との問いかけに対し、「SNSによるグループを作る」、「1対1の定期面談を実施する」、「飲みに行く」、「できるだけ話しかける」等会話を増やそうという観点の意見がたくさん出てきました。確かに、こうした会話が増えることで、スタッフ同士の距離が縮まり、勤務意欲が向上するかもしれません。しかし、職場で求められる関係性は、「ただ仲良くなればいい」ということではありません。様々な考え方や価値観をもつ者同士が、相互理解を深め、チームワークを発揮することが大切です。「どんなことを考えていて、何を大切にしているのか」、「どんなことが得意で、何を苦手としているのか」、「今、どんな課題を克服しようとしているのか」、そんなことを伝え合う機会を重ねることで、相手のことが少しずつ理解できるようになるとともに、自分の考えも明確になっていきます。こうした、互いを理解し合うことを目的にしたコミュニケーションを「対話」とするならば、益田市の子どもたちは、すでに「対話」により学びを深めています。

たとえば、「ライフキャリア教育」のコンテンツとして平成28年度から取り組んでいる「益田版カタリ場」では、対話による成果が見え始めています。「小学校カタリ場」で「先輩」を務めた高校生が、「中学校カタリ場」に「社会人の先輩」として還っています。また、「カタリ場」を経験した中学生が、「先輩」として小学校に還っています。カタリ場での「対話」により生まれた、子どもたちの熱い思いが、循環しながら新たな気づきを生み出しているのです。そして同じことが、カタリ場を通じて子どもたちに関わった大人にも起こっています。

これからも、「対話」の輪を広げ、さらに気づきを深い学びにつなげていけるよう、今の取組を充実させていきたいと思っています。私も「対話のまち 益田市」という未来予想図を描きながら、主体的・対話的に学び続けていきたいと思っています。

